

令和5年11月29日

令和5年第5回  
恵那市議会定例会議案



# 恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第79号	恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5
議第80号	恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部改正について	7
議第81号	恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	9
議第82号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	11
議第83号	恵那市特定空家等審査会設置条例の一部改正について	17
議第84号	指定管理者の指定について	19
議第85号	指定管理者の指定について	21
議第86号	指定管理者の指定について	23
議第87号	市道路線の認定について	25
議第88号	市道路線の廃止について	27
議第89号	行政区域を超える市道路線の廃止の承諾について	29
議第90号	令和5年度恵那市一般会計補正予算(第6号)	別冊
議第91号	令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議第92号	令和5年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議第93号	令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別冊
議第94号	令和5年度恵那市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議第95号	令和5年度恵那市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議第96号	令和5年度恵那市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
議第97号	令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)	別冊



議第79号

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

令和5年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会の委員の報酬を見直し、弁  
護士として委嘱された委員の報酬を加えるため、この条例を定める。

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年恵那市  
条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	法令遵守審査会委員	弁護士	日額	20,000 円
		その他の委員		10,000 円以内

」

「

を	法令遵守審査会委員	弁護士	日額	20,000 円	に改め
		その他の委員		10,000 円以内	
	行政不服審査会委員	弁護士	日額	20,000 円	
		その他の委員		3,000 円	
	情報公開・個人情報 保護審査会委員	弁護士	日額	20,000 円	
		その他の委員		3,000 円	

」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 80 号

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部  
改正について

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を  
改正する条例

(恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年恵那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

(恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例（平成19年恵那市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(恵那市監査委員条例の一部改正)

第5条 恵那市監査委員条例（平成16年恵那市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第 8 1 号

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、特定個人情報の利用の範囲について改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を第 8 号とし、同条第 5 号の次に次の 2 号を加える。

（6） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「市の実施機関が第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務」を「実施機関が行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議第 8 2 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の保険料を減額するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 中「及び 18 条の 3」を「、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 12 条第 1 項中「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 14 条の 6 の 2 中「及び第 18 条の 3」を「、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 14 条の 7 中「第 18 条」の次に「及び第 18 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 17 条第 1 項中「1 世帯に属する被保険者数が増加し、」を「1 世帯に属する被保険者数が増加」に改め、「又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」を「若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」に、「特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合」を「特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合」に、「第 14 条の 2 の額若しくは第 14 条の 6 の 3」を「第 14 条の 2、第 14 条の 6 の 3」に、「増加若しくは減少」を「増加又は減少」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第 14 条の 8 の額又は第 18 条第 1 項各号」を「若しくは第 14 条の 8 の額又は第 18 条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第 4 項若しくは第 5 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額」を「、第 18 条の 3 第 1 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 14 条若しくは第 14 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 18 条の 3 第 4 項第 1 号（同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同

じ。)に定める額、第18条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「増加し、若しくは減少」を「増加若しくは減少」に、「又は特例対象被保険者等となった日の属する月から」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、」に改め、同条第2項中「又は第14条の8」を「若しくは第14条の8」に、「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第18条の3第1項に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に、「それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日」を「その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)」に改める。

第18条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第18条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基

基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得

た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

第30条を第31条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り下げ、第26条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第27条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書

類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第18条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。



議第 83 号

恵那市特定空家等審査会設置条例の一部改正について

恵那市特定空家等審査会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市特定空家等審査会設置条例の一部を改正する条例

恵那市特定空家等審査会設置条例（平成28年恵那市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第14条」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 道の駅上矢作ラ・フォーレ福寿の里
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
恵那市上矢作町 3 5 6 6 番地 1  
株式会社 福寿の里上矢作  
代表取締役 安藤 太陽
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで



## 議第 85 号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 福寿の里モンゴル村  
コテージかわせみ  
福寿の里河川公園  
越沢コテージ
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
恵那市上矢作町 3 5 6 6 番地 1  
株式会社 福寿の里上矢作  
代表取締役 安藤 太陽
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで



## 議第 86 号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称           おさしま二葉こども園
  
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
                          中津川市駒場 1 1 9 5 番地 7  
                          学校法人 恵峰学園  
                          理事長 丸山 充信
  
- 3 指定の期間           令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで





議第 87 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
01321	大井町 321 号線	恵那市大井町字太手	
		恵那市大井町字上町	
03102	東野 102 号線	恵那市東野字山本	
		恵那市東野字山本	



議第 88 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
08001	飯地町 1 号線	恵那市飯地町字入野	
		恵那市飯地町字入野	



議第 89 号

行政区域を超える市道路線の廃止の承諾について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 3 項の規定に基づき、豊田市長から行政区域を超える市道路線を廃止することに関し協議があったため、次の市道路線の廃止を承諾することについて、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
30117	稲武カセウセ線	恵那市上矢作町小田子字中屋 4 番 2 地先	
		豊田市大野瀬町カセウセ 1 1 番地先	
30211	稲武大川橋線	豊田市川手町ツキノキ 1 0 番 9 地先	
		恵那市串原字大竹 4 5 3 番 3 地先	
10215	旭串原線	豊田市牛地町松ヶ瀬 3 5 番 7 地先	
		恵那市串原字相走 1 1 6 4 番 4 地先	

